

令和 7 年 9 月 29 日

行田市議会議長

福島ともお様

提出者

行田市議会議員 野本翔平

行田市議会議員 木村博

行田市議会議員 斎藤博美

行田市議会議員 小野寺貴男

議案の提出について

下記議案を会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

記

件名 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

理由 国民の暮らしは、諸税金や社会保険料の負担に加えて、世界的な物価高騰の影響により一層厳しいものとなっている。国民の暮らしを守り、経済の好循環をつくるためには、中小企業・小規模事業者への支援及び賃金の底上げが必要であることから、最低賃金の改善と中小企業支援の更なる拡充を求める意見書を提出したいので、本案を提出するものである。

議第 6 号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

厚生労働省埼玉労働局は、埼玉県最低賃金を令和 7 年 11 月 1 日から時間額 1,141 円に改正されることを発表した。これは、時間額表示となった平成 14 年度以降、最も大きい引上げ額（63 円）となる。

また、厚生労働省及び経済産業省では、最低賃金の引き上げにより、影響を受ける中小企業・小規模事業者への各種支援策を実施している。

さらに、中小企業庁では、過去最大となった今般の最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者を後押しするべく、これまでの取組に加え、新たな対応策も含めた支援策を令和 7 年 9 月 9 日に公表した。

しかし、諸税金や社会保険料の負担に加えて、住居費、食費、水道光熱費等の支払いは、世界的な物価高騰によって、より一層厳しいものとなっている。

国民の暮らしを守り、経済の好循環をつくるためには、賃金引き上げの余力を確保できるよう中小企業・小規模事業者への支援を進めつつ、政府目標に向けて大幅な引き上げによる賃金の底上げが必要である。

よって、本市議会は、最低賃金を抜本的に引き上げること及び中小企業支援策の更なる拡充を実現するよう国に求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 29 日

埼玉県行田市議会

衆議院・参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

様